

共同会議の検討対象の範囲について（案）

- (1) 食品衛生法第11条に基づく食品表示関連省令  
(具体的には次のとおり)
- ① 食品衛生法施行規則第5条
  - ② 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第7条
- (2) JAS法第19条の8第1項及び第2項に基づく基準（品質表示基準）全ての制定、改廃  
(具体的には次のとおり)
- ① 横断品質表示基準（3基準）
    - ・ 生鮮食品
    - ・ 加工食品
    - ・ 遺伝子組換え食品
  - ② 個別食品の品質表示基準（60基準）
    - ・ 水産物
    - ・ 玄米及び精米
    - ・ JAS規格関係（50基準）
    - ・ 原料原産地関係（4基準）
    - ・ その他（4基準）

※ 下記ア、イについては、共同会議で検討した結果は関係部会に報告し、関係部会との連携を図る。

ア. 特定保健用食品の表示 [(1) ①関係] (薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品部会)

イ. JAS規格関係個別食品の品質表示基準 [(2) ②関係] (JAS調査会部会)

## 資料 4

食品の表示に関し、問題が指摘されている主な事項

## 1. 表示全般

項目	食衛	JAS	主な問題点の例	不整合あり
(1) 製造、加工等の定義	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工・製造の概念が両法で異なり、表示項目、表示義務者が不明確になるとの指摘がある。(例えば、肉のスライスは食衛法では加工に該当するが、JAS法では該当しない。)</li> <li>刺身の単品は生鮮食品だが、盛り合わせは加工食品に該当する等分類が分かりにくい。(JAS法)</li> </ul>	○
(2) 表示義務のかかる範囲 ①表示免除の考え方	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックヤードで製造された加工食品の表示義務の扱いが両法で異なる。(食衛法では表示義務があるが、JAS法では不要)</li> </ul>	○
②表示対象の見直し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模店等の表示を免除してはどうかとの意見がある。</li> <li>現在表示義務のない出前、対面販売、外食、カタログ販売等の扱いをどうするか。</li> </ul>	
(3) 表示方法	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化社会への対応の観点から、容器包装への表示のほか情報機器等の活用、バーコードの導入、マークの活用等について、検討が必要との意見がある。</li> <li>一括表示として記載すべき項目の整理が必要。</li> </ul>	

## 2. 生鮮食品

項目	食衛	JAS	主な問題点の例	不整合あり
(1) 名称		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚介類の名称が、多様なので分かりやすくしてほしいとの指摘。(水産庁がルール作りを検討中。)</li> </ul>	
(2) 原産地表示		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の産地を経由することのある畜産物や養殖魚等の場合、どこを原産地とするか。(JAS法)</li> </ul>	

### 3. 加工食品

項目	食衛	JAS	主な問題点の例	不整合あり
(1) 名称	○	○	・ 「名称」のほか、「品名」「種類別」等複数の用語が使われている。	
(2) 添加物	○	(○) 注)	・ 表示方法について、一括名表示では、含まれる物質が分からないとの指摘がある。(例えば、香料の場合物質名表示は不要)(食衛法)	
(3) 期限表示 ①品質保持期限／賞味期限	○	○	・ いずれを使ってもよいとされているが、両法で定義が異なっている。 (資料6参照)	○
②消費期限	○	○	・ 両法で定義が若干異なっている。 (資料6参照)	○
(4) 製造所固有記号	○		・ 製造所固有記号では、本来の製造者所在地、製造者名が消費者に分かりにくいとの指摘がある。(食衛法)	
(5) 原料原産地表示		○	・ なぜ一部の品目(8基準)のみ義務付けられているか、基本的な考え方が消費者に分かりにくいとの指摘がある。(JAS法)	

注) JAS法では、添加物の表示は食衛法に従うとされている。

### 4. 遺伝子組換え食品の表示

項目	食衛	JAS	主な問題点の例	不整合あり
遺伝子組換え食品の表示	○	○	・ 両法で、表示対象品目の不整合がある。(高オレイン酸大豆使用油について、食衛法では表示不要だがJAS法では表示義務あり) ・ 表示対象品目について、検出方法の進歩等を踏まえ1年ごとの見直しが必要。 ・ 新たに食品としての安全性が認められた農産物について速やかな対応が必要。	○

5. アレルギー物質を含む食品の表示

項目	食衛	JAS	主な問題点の例	不整合あり
アレルギー物質を含む食品の表示方法	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>表示対象品目について、平成14年度の厚生労働科学研究の結果を基に、見直しが必要。</li> <li>患者に分かりやすい表示方法を検討する必要がある。(例えば一括表示すると、どの原材料に表示対象品目が含まれるのか判別不能) 等 (いずれも食衛法)</li> </ul>	

6. 個別食品の表示基準

項目	食衛	JAS	主な問題点の例	不整合あり
個別品質表示基準の見直し		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別食品の品質表示基準を横断的な基準に包含すべきか、基本的考え方の検討が必要。(JAS法)</li> </ul>	

※上記に指摘されている問題を含め、食衛法及びJAS法に基づく表示基準全般について、検討・点検が必要。

## 資料 5

### 共同会議における検討スケジュール（案）

#### 1. 検討スケジュールに関する基本的考え方

- (1) 資料3の「検討対象の範囲」及び資料4の「問題が指摘されている主な事項」に係る検討事項については、別添の検討課題と優先順位に従い、順次検討・点検を進める。
- (2) ただし、表示基準をさみだれ式に改正することは、消費者、事業者双方に混乱を招くおそれがあることから、上記の検討課題について、当面の検討・点検が終了するまでの間は、
- ① おおむね3ヶ月ごとに、それまでの検討事項に関する改正の方向性の取りまとめを行う。
  - ② おおむね半年又は1年ごとに、それまでに取りまとめた改正の方向性（すなわち、①の2回分又は4回分）を受けた省令又は告示の改正案について審議を行う。
- なお、上記検討・点検終了後も、表示基準の改正がさみだれ式に行われぬよう配慮する。

※ただし、農産物（加工品は含まない）の遺伝子組換え表示については、食品としての安全性が新たに認められた時点で速やかに市場流通商品に対応する必要があることから、直近の共同会議で省令又は告示の改正案の審議を行う。

## (別添) 検討課題とその優先順位 (案)

### 1. 早急に検討し、結論を得る項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
<p>以下の<u>全て</u>を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 義務表示に関するもの</li> <li>② 両法に共通する事項</li> <li>③ 両法で整合性がなく、整合性を図る必要があると指摘されているもの</li> <li>④ 早急な改善が必要なもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 加工食品の表示について               <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 期限表示について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①品質保持期限・賞味期限</li> <li>②消費期限</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

### 2. 早急に検討に着手する項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
<p><u>義務表示に関するもの</u>であって、かつ、以下のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 両法共通事項 両法で整合性がなく、整合性を図る必要があると指摘されているもの</li> <li>② 固有事項 今後具体的な検討を行うにあたり、その前提となる基本的考え方の整理が必要なもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 表示全般               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 製造、加工等の定義</li> <li>(2) 表示義務のかかる範囲                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①表示免除の考え方</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>3. 加工食品               <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 原料原産地表示 (表示対象品目の考え方)</li> </ul> </li> <li>6. 個別食品の品質表示基準の見直し (横断品表への統合の是非)</li> </ul>

### 3. 1, 2に引き続いて検討する項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
現行の個別の義務表示事項で、1, 2以外のもの。	2. 生鮮食品 (1) 名称 (2) 原産地表示 3. 加工食品 (1) 名称 (2) 添加物 (4) 製造所固有記号 (5) 原料原産地表示 (表示対象品目の見直し) 4. 遺伝子組換え食品の表示 (高オレイン酸大豆の取扱い等) 5. アレルギー物質を含む食品の表示 (表示対象品目の見直し等)

### 4. 1～3の検討順とは関係なく検討する項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
定期的に検討するもの 速やかな検討が不可欠なもの	4. 遺伝子組換え食品の表示 (表示対象品目の定期見直し) (毎年度) // (農産物の追加) (随時)

### 5. 中期的に検討する項目

分類の考え方	具体的検討項目の例
その他 (義務表示対象事業者の新たな拡大、新たな義務表示項目の追加、任意表示に関するもの等)	1. 表示全般 (2) 表示義務のかかる範囲 ②表示対象の見直し (3) 表示方法